

定 款

2021年2月25日 改定

日置電機株式会社

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当会社は、日置電機株式会社と称し、英文では HIOKI E.E. CORPORATION と表示する。

第 2 条 (目 的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 各種電気計測器の製造および販売
- (2) 医療用機器の製造および販売
- (3) 動産のリースおよびレンタル業
- (4) 保険代理業およびスポーツ事業
- (5) 前各号に附帯関連する一切の事業

第 3 条 (本社所在地)

当会社は、本店を長野県上田市に置く。

第 4 条 (機関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第 5 条 (公告の方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、4,051 万 4 千株とする。

第 7 条 (自己の株式の取得)

当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって当会社の株式を取得することができる。

第 8 条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100 株とする。

第 9 条（単元未満株式の売渡請求）

当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規定の定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。ただし、当会社が売り渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。

第 10 条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

第 11 条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

第 12 条（株式取扱規定）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。

第 13 条（基準日）

定時株主総会において、株主の権利を行使すべき株主は毎年 12 月 31 日における最終の株主名簿に記載または記録された株主とする。

前項のほか必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもってその権利を行使すべき株主または登録株式質権者とすることができます。

第 3 章 株主総会

第 14 条（招 集）

当会社の定時株主総会は、毎年 12 月 31 日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集しその議長となる。

取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 16 条（議決権の代理行使）

当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、株主総会においてその議決権を行使することができる。

この場合は、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第 17 条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。

第 18 条（議事録）

株主総会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

第 19 条（取締役の員数）

当会社の取締役は 10 名以内とする。

第 20 条（取締役の選任）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

この選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、すべて累積投票によらないものとする。

第 21 条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第 22 条（代表取締役）

取締役会の決議によって代表取締役を選定し、代表取締役は当会社を代表する。

第 23 条（役付取締役）

取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第 24 条（取締役会の招集）

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の 3 日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要がある場合はこの期間を短縮することができる。

取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

また、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集しその議長となる。取締役社長に事故がある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

第 25 条（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第 370 条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

第 26 条（取締役会規定）

取締役会の運営については、法令または定款に定めるものの他、取締役会において定める取締役会規定による。

第 27 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 28 条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

また、当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

第 29 条（監査役の員数）

当会社の監査役は、5名以内とする。

第 30 条（監査役の選任）

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

この選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 31 条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

補欠として選任された監査役の任期は、退任監査役の任期の満了する時までとする。

第 32 条（補欠監査役の予選に係る決議の効力）

補欠監査役の予選に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

第 33 条（常勤監査役）

監査役会は、その決議によって、常勤監査役を選定する。

第 34 条（監査役会の招集）

監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合はこの期間を短縮することができる。

監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第 35 条（監査役会規定）

監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規定による。

第 36 条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 37 条（監査役の責任免除）

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

また、当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

第 38 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

第 39 条（剰余金の期末配当）

剰余金の期末配当は、毎年 12 月 31 日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。

第 40 条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議により、毎年 6 月 30 日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主、または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第 41 条（配当金の除斥期間等）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領のないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

未払いの剰余金の期末配当および中間配当には利息をつけない。